

=====
鹿児島県からののお知らせ(市町村広報誌など掲載希望原稿)
令和3年11月10日配信
=====

◆ 目 次 ◆

- 【1】「年末年始の交通事故防止運動」について
【2】交通事故相談所が、出張相談(大隅)を実施します
【3】令和4年元旦「太陽とともに走ろう」開催について
【4】12月10日から16日は「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です
【5】鹿児島県事業継続月次支援金申請受付中
【6】お済みですか?自動車の住所などの変更手続
【7】県労働委員会委員による「労使間のトラブルに関する相談会(定期相談会)」のご案内
【8】霧島国際音楽祭 ニュー・イヤー・コンサート
藤田真央 ピアノ・リサイタル
【9】霧島国際音楽祭 ニュー・イヤー・コンサート
堤剛&藤田真央&カルテット・アマービレ
スペシャル・コンサート
【10】令和3年度 ユニークベニュー活用促進事業(鹿児島県)
カフェ ミニコンサート①
【11】令和3年度 ユニークベニュー活用促進事業(鹿児島県)
カフェ ミニコンサート②
【12】「県民の森」イベント(12月・1月)のご案内
【13】「照葉樹の森」イベント(12・1月)のご案内
【14】鹿南少わくわくホリデー2 「クリスマスリース作り」
【15】鹿南少わくわくホリデー3 「お正月飾り作り」
【16】七宝焼教室
【17】黒糖作り教室
【18】1月13日(木)に景品表示法オンライン研修会を開催します

《 再 掲 》

- 【19】11月25日から12月1日は「犯罪被害者週間」です
【20】12月10日から「年末年始の地域安全運動」が始まります
【21】職場のトラブル解決は「あっせん」で
【22】多文化共生アドバイザー派遣の募集について
【23】「かごしまシニア応援ネット」のご案内
【24】身体障害者補助犬について
【25】ヘルプマークをご存知ですか
【26】鹿児島県身障者用駐車場利用証制度(パーキングパーミット制度)について
【27】「手話」を体験してみませんか
【28】産業廃棄物税について
【29】生理や妊娠、出産、育児、更年期症状などで悩んでいませんか?
【30】あなたも里親になってみませんか?
【31】旧優生保護法による優生手術を受けた方へ

- 【32】 小児救急電話相談のご案内
 - 【33】 児童虐待かもと思ったらすぐにお電話ください
 - 【34】 ひとり親家庭等就業・自立支援センターのご案内
 - 【35】 生理が遅れている、避妊に失敗したかもしれない等で悩んでいませんか？
 - 【36】 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の申請はお済みですか
 - 【37】 低所得の子育て世帯に対する「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外）」の申請はお済みですか
 - 【38】 ひとりで悩まないで
 - 【39】 防空壕にご注意を
 - 【40】 大学等奨学金返還支援制度について
 - 【41】 10月から翌年2月までニホンウナギは採捕禁止です
 - 【42】 「ドルフィンポート跡地イベントスペース」利用のご案内
 - 【43】 かごしま国体・大会「2023おもてなし隊」募集
 - 【44】 コロナ禍における外国人材受入支援事業費補助金のご案内
-

【1】「年末年始の交通事故防止運動」について

年末年始は、夕暮れ時や夜間の交通事故が増加する傾向にあることから、県交通安全県民運動推進協議会では、12月10日から1月10日までの間、県民総ぐるみの交通事故防止運動を展開しています。

この機会に「交通安全の主役は自分自身であること」を改めて自覚し、安全運転や交通事故防止に努めましょう。

- 夜間外出する時は、明るい色の服装に夜光反射材を着用しましょう。
- 車を運転する時は、早めのライト点灯を心がけましょう。

▽問い合わせ先

県庁くらし共生協働課 電話：099(286)2523

【2】交通事故相談所が、出張相談（大隅）を実施します

鹿児島県交通事故相談所では、大隅地域振興局において定期的な出張相談を行っています。12月15日から1月末までの相談は以下のとおり実施する予定です。相談は無料です。

【大隅地域振興局での実施】

- 日 時 12月23日（木）、1月13日（木）、27日（木）
午前10時30分から午後2時（相談受付は午後1時30分まで）
- 場 所 大隅地域振興局1階

※新型コロナウイルス感染予防の観点から、中止する場合があります。

※必ず事前のご予約をお願いします。県交通事故相談所までご連絡ください。

※詳しくは、県ホームページをご覧ください。（「交通事故相談所」で検索）

▽問い合わせ先

県交通事故相談所 電話：099(286)2526

【3】令和4年元旦「太陽とともに走ろう」開催について

初日のもと、マイペースでジョギング・ウォーキングを楽しみませんか。今回は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を徹底して開催いたします。

- 日時 令和4年1月1日(土)
午前7時～午前8時(開場・受付：午前6時15分)
- 場所 白波スタジアム(県立鴨池陸上競技場)
- 内容 ジョギング・ウォーキングなど(マスク着用)
- 参加費 無料
- 定員 1,000人程度
- 申し込み方法 当日受付
- ※新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、検温・健康チェック、連絡先の確認を行います。かぜ等の症状がある場合は、参加をお断りすることがあります。
- ※新型コロナウイルス感染症拡大の状況により、中止する場合があります。
- ※詳しくは、県総合体育センターホームページ・公式フェイスブックページをご覧ください。

▽問い合わせ先

県総合体育センター

電話：099(255)0146 FAX：099(255)0140

E-mail:sotaise@pref.kagoshima.lg.jp

【4】12月10日から16日は「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です

1970年代から1980年代を中心に、多くの日本人が北朝鮮に拉致されました。

2002(平成14)年10月に、5人の拉致被害者が帰国しましたが、その他の被害者については、未だ帰国できていません。

本県出身の市川修一さんと増元るみ子さんが北朝鮮に拉致されてから43年になります。

北朝鮮による拉致問題の一刻も早い解決には、それを願う県民の皆さま一人ひとりの声が、何より強い力となり、被害者ご本人とご家族の大きな心の支えとなります。皆様の温かい御支援と御理解をお願いします。

県内各地で行う拉致問題に関するパネル展にもぜひお出かけください。

▽問い合わせ先

県庁社会福祉課 電話：099(286)2828

【5】鹿児島県事業継続月次支援金申請受付中

国によるまん延防止等重点措置の適用等に伴う県下全域の飲食店や同措置区域内の大規模集客施設への営業時間の短縮要請、不要不急の外出自粛要請等に伴い、売上高が大きく減少している県内の中小企業、個人事業者等に対して、事業全般に広く充当できる支援金を給付し、事業者の事業継続を図る、「鹿児島県事業継続月次支援金」の申請を受け付けています。

○ 給付対象者

対象期間（令和3年8月～9月）において、前年または前々年同月比で事業収入が30%以上50%未満減少した月がある県内の個人事業者、中小法人等

○ 給付額

（前年または前々年の対象月の収入額）－（対象月の収入額）

上限額：中小法人等10万円、個人事業者5万円

※ 酒類販売停止要請に応じた飲食店と取引がある酒類販売事業者に対しては、事業収入の減少率に応じて、国の月次支援金または上記支援金の上限額の上乗せを行います。

○ 申請期限

12月10日（金） ※当日消印有効

○ 詳細は県のホームページをご覧ください。以下のお問い合わせ先までご連絡ください。

（「鹿児島県事業継続月次支援金」で検索）

▽ 問い合わせ先

鹿児島県事業継続月次支援金コールセンター

電話：099(201)5598（9:00～17:00 土日祝除く）

【6】お済みですか？自動車の住所などの変更手続

引越しや結婚などで住所や氏名が変わったときは、納税通知書を確実にお届けするために、以下の手続を行ってください。

○ 変更登録

必要書類については、鹿児島運輸支局または奄美自動車検査登録事務所にお問い合わせください。

○ 住所や名前などの変更届出

鹿児島地域振興局自動車税課へ電話、はがきまたは県ホームページから電子申請で届出をしてください。

届出用のはがきは、納税通知書に同封されている他、県の各地域振興局・支庁、各市町村役場にも備えてあります。

▽ 問い合わせ先

鹿児島運輸支局登録部門 050(5540)2089

奄美自動車検査登録事務所 050(5540)2090

鹿児島地域振興局自動車税課 099(261)5611

【7】県労働委員会委員による「労使間のトラブルに関する相談会（定期相談会）」のご案内

職場のトラブルで悩んでいませんか？

県労働委員会委員【公益委員（弁護士、大学教授等）、労働者委員（労働組合役員等）、使用者委員（会社経営者等）】が相談に応じます。

労働者、使用者のどなたでも、お気軽にご相談ください。〔無料、秘密厳守〕

○日時：毎月原則第4火曜日（閉庁日を除く）

午後2時30分～午後5時（受付は午後4時30分まで）

☆12月の相談会☆ 12月21日（火）（注：第3火曜日）

☆1月の相談会☆ 1月25日（火）

※来庁できない方は電話による相談もできます。

※新型コロナウイルスの影響により開催方法等を変更する場合がありますので、下記問い合わせ先にご確認ください。

○場所：県庁労働委員会（県庁15階）

○申し込み：不要（予約優先）

○相談事例：解雇、雇止め、配置転換、賃下げ、パワハラ など

▽問い合わせ先

県労働委員会事務局（県庁15階）

電話：099(286)3943 FAX:099(286)5653

【8】霧島国際音楽祭 ニュー・イヤー・コンサート
藤田真央 ピアノ・リサイタル

世界が愛する藤田真央 真のピアノ 奇跡のホールで聴く新年の贅沢

○日時 令和4年1月9日（日）午後2時～午後4時

○場所 みやまコンセール・主ホール

○出演 藤田真央（ピアノ）

○演奏予定曲 ショパン：ノクターン第13、14番 op.48

ショパン：バラード第3番 変イ長調 op.47

リスト：バラード第2番 ロ短調 s.171 R.16

ブラームス：主題と変奏 ニ短調 op.18b

クララ・シューマン：3つのロマンス op.21

シューマン：ピアノ・ソナタ第2番 ト短調 op.22

○入場料 一般5,000円 高校生以下3,500円

○申し込み方法 電話・Web・窓口・プレイガイド

※詳しくは、みやまコンセールホームページをご覧ください。
（「みやまコンセール」で検索）

▽問い合わせ先

みやまコンセール

電話：0995(78)8000 FAX：0995(78)3311

E-mail:info@miyama-conseru.or.jp

【9】霧島国際音楽祭 ニュー・イヤー・コンサート

堤 剛 & 藤田 真央 & カルテット・アマービレ
スペシャル・コンサート

冬に聴くロシアとチェコの傑作、名演奏家による限りなく深遠で
親密 極上のアンサンブル

- 日 時 令和 4 年 1 月 10 日 (月・祝) 午後 2 時 ~ 午後 4 時
- 場 所 みやまコンセール・主ホール
- 出 演 堤 剛 (チェロ)、藤田 真央 (ピアノ)、カルテット・アマービ
レ (弦楽四重奏・篠原悠那、北田千尋、中恵菜、笹沼樹)

- 演奏予定曲 ドヴォルザーク : ピアノ五重奏曲 第 2 番 イ長調
op. 81 B. 155 (藤田 & アマービレ)
- グラズノフ : 吟遊詩人の歌 (堤 & 藤田)
- ラフマニノフ : チェロ・ソナタ ト短調 op. 19
(堤 & 藤田)

- 入場料 一般 5,000 円 高校生以下 3,500 円
- 申し込み方法 電話・Web・窓口・プレイガイド
- ※ 詳しくは、みやまコンセールホームページをご覧ください。
(「みやまコンセール」で検索)

- ▽ 問い合わせ先
みやまコンセール
電話 : 0995(78)8000 FAX : 0995(78)3311
E-mail : info@miyama-conseru.or.jp

【10】 令和 3 年度 ユニークベニュー活用促進事業 (鹿児島県)
カフェ ミニコンサート ①

「カフェ ミニコンサート」を開催します。日曜の朝にカフェで生
の演奏をお楽しみください。

- 日 時 12 月 19 日 (日) 午前 10 時 30 分 ~ 午前 11 時 15 分
(カフェの開店時間は午前 10 時)
- 場 所 カフェ マ・ナ～ナ (宝山ホール 2 階)
- 入場料 無料 (要ワンオーダー) ※ 要事前申込 (抽選制)
- 出 演 本田浩平 (津軽三味線)、池田悠乃 (ピアノ)

- ▽ 問い合わせ先
宝山ホール 電話 : 099(223)4221 FAX : 099(223)2503
E-mail : info@houzanhall.com <https://www.houzanhall.com>

【11】 令和 3 年度 ユニークベニュー活用促進事業 (鹿児島県)
カフェ ミニコンサート ②

「カフェ ミニコンサート」を開催します。日曜の朝にカフェで生
の演奏をお楽しみください。

- 日 時 令和 4 年 1 月 23 日 (日) 午前 10 時 30 分 ~ 午前 11 時 15 分
(カフェの開店時間は午前 10 時)
- 場 所 カフェ マ・ナ～ナ (宝山ホール 2 階)
- 入場料 無料 (要ワンオーダー) ※ 要事前申込 (抽選制)
- 出 演 崎山智華 (ソプラノ)、白石有佳理 (ピアノ)

- ▽ 問い合わせ先
宝山ホール 電話 : 099(223)4221 FAX : 099(223)2503
E-mail : info@houzanhall.com <https://www.houzanhall.com>

【12】 「県民の森」イベント (12 月・1 月) のご案内

県民の森では、お正月用のアレンジメント作りや春の七草摘み体験などのイベントを行います。ぜひご家族やお友達とご参加ください。

① お正月飾り教室(お正月に飾るアレンジメント作り)
12月19日(日)

② 春の七草摘み体験と薬草園散策
1月6日(木)

※1 参加費、応募期間などイベントの詳細は、県民の森ホームページ(<http://www.kkmori.jp/>)をご覧ください。

※2 新型コロナウイルス感染症の影響で変更や中止になる場合がありますので、事前にホームページをご確認ください。

▽申し込み先および問い合わせ先

県民の森管理事務所 電話：0995(68)0557

【13】「照葉樹の森」イベント(12・1月)のご案内

照葉樹の森では、松ぼっくりツリー作りや自然を満喫できる登山会を行います。ぜひご家族やお友達とご参加ください。

① 冬の工作教室!かざら細工と松ぼっくりツリー
12月19日(日)

② 月例登山会(稲尾岳)
1月9日(日)

※1 参加費、応募期間などイベントの詳細は、照葉樹の森ホームページ(<https://www.omega.ne.jp/shouyouju/>)をご覧ください。

※2 新型コロナウイルス感染症の影響で変更や中止になる場合がありますので、事前にホームページをご確認ください。

▽申し込み先および問い合わせ先

照葉樹の森管理事務所 電話：080(6417)6518

【14】鹿南少わくわくホリデー2 「クリスマスリース作り」

クリスマスリース作りをとおして、もの作りの楽しさや手作りのよさを味わうとともに、家族の絆を深める機会とする。

- 日 時 12月18日(土)
午前9時15分～正午(受付 午前9時～)
- 場 所 南薩少年自然の家
- 内 容 自然散策、クリスマスリース作り、作品鑑賞
- 参加費 材料代1作品150円、保険料1人50円
- 申し込み方法 申し込みフォーム
- 申し込み期限 12月3日(金)定員になり次第締切(先着順)
- ※ 詳しくは、県ホームページをご覧ください。

▽問い合わせ先

県立南薩少年自然の家
電話：0993(77)2500 FAX：0993(77)1929
E-mail:kanansyo@pref.kagoshima.lg.jp

【15】鹿南少わくわくホリデー3 「お正月飾り作り」

日本の伝統文化であるお正月飾り作りをとおして、家族のふれあいや参加者同士の交流を深める機会とする。

- 日 時 12月18日(土)
午後1時15分～午後4時(受付 午後1時～)
- 場 所 南薩少年自然の家
- 内 容 正月飾り制作、作品鑑賞
- 参加費 材料代1作品150円、保険料1人50円
- 申し込み方法 申し込みフォーム
- 申し込み期限 12月3日(金)定員になり次第締切(先着順)
- ※詳しくは、県ホームページをご覧ください。

▽問い合わせ先
県立南薩少年自然の家
電話：0993(77)2500 FAX：0993(77)1929
E-mail:kanansyo@pref.kagoshima.lg.jp

【16】七宝焼教室

七宝焼の製作を楽しみながら、家族のふれあいや参加者相互の交流を深め、自然の家での活動を満喫しましょう。

- 日 時 (予定) 1月22日(土)
- 場 所 (予定) 県立奄美少年自然の家
- 内 容 (予定) 七宝焼の製作(絵付・焼成)他
- 参加費 (未定)
- 申し込み方法 申込フォーム
- 申し込み期間(予定) 12月24日(金)～1月5日(水)
- ※詳しくは、県ホームページをご覧ください。
(「県立奄美少年自然の家」で検索)

▽問い合わせ先
県立奄美少年自然の家
電話：0997(53)1032 FAX：0997(53)1033
E-mail:amasyou@pref.kagoshima.lg.jp

【17】黒糖作り教室

奄美ならではの黒糖作りを行います。黒糖の歴史や製作方法を体感しながら、家族のふれあいや参加者相互の交流を深め、自然の家での活動を満喫しましょう。

- 日 時 (予定) 1月29日(土)
- 場 所 (予定) 県立奄美少年自然の家
- 内 容 (予定) サトウキビや黒糖の話、キビ搾り、
黒糖作り 他
- 参加費 (未定)
- 申し込み方法 申込フォーム
- 申し込み期間(予定) 1月6日(木)～1月17日(月)
- ※詳しくは、県ホームページをご覧ください。

(「県立奄美少年自然の家」で検索)

▽ 問い合わせ先
県立奄美少年自然の家
電話：0997(53)1032 FAX：0997(53)1033
E-mail: amasyou@pref.kagoshima.lg.jp

【18】1月13日(木)に景品表示法オンライン研修会を開催します

鹿児島県では、事業者の皆様に景品表示法(不当景品類および不当表示防止法)への理解を深めていただくことを目的に、オンライン研修会(Webex)を開催します。

- 日 時 1月13日(木)午後1時30分～午後4時
(受付午後1時～)
- 参加費 無料
- 申し込み期限 12月24日(金)
- 申し込み方法 参加申込書を郵送・FAX、または申込フォームよりお申し込みください。
※詳細は下記県ホームページ URL をご確認ください。

<https://www.pref.kagoshima.jp/ab11/kurashi-kankyo/syohi/hyozi/keihinhyouji.html>

▽ 問い合わせ先
県庁くらし共生協働課消費者行政推進室
電話：099(286)2530 FAX：099(286)5524
E-mail: zigyoussidou@pref.kagoshima.lg.jp

《再掲》

【19】11月25日から12月1日は「犯罪被害者週間」です

国の第4次犯罪被害者等基本計画では、11月25日から12月1日までを「犯罪被害者週間」と定めており、県内では、「犯罪被害者支援フォーラム2021inかごしま」の開催など、支援意識啓発のための取り組みが行われます。

犯罪被害に遭われた方やそのご家族が再び安全で安心した生活を取り戻すためには、社会全体で支えていくことが大切です。

この機会に、犯罪被害者等への理解を深めましょう。

【犯罪被害者支援フォーラム2021inかごしま】

- 主催 かごしま犯罪被害者支援センター
- 日時 12月1日(水) 午後1時30分～午後4時
- 場所 かごしま県民交流センター 県民ホール
- 内容 第1部 「犯罪被害者週間ポスター」コンクール表彰式
第2部 講演会

「思いやりで社会を変える

～飲酒運転撲滅の願い～」

NPO法人はあとスペース理事長

第3部 ふれあいコンサート

▽問い合わせ先

県庁くらし共生協働課 電話：099(286)2523

【20】12月10日から「年末年始の地域安全運動」が始まります

県、市町村などの関係機関・団体で構成する「犯罪のない安全で安心なまちづくり県民会議」では、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するため、12月10日から1月10日までの間、年末年始の地域安全運動を展開します。

この機会に、家庭や職場等で犯罪被害に遭わないための安全・安心について考えてみませんか。

- 住宅、乗り物の鍵かけ(二重ロック)を徹底しましょう。
- うそ電話詐欺での高額な被害が発生しています。
お金が絡む話は一人で判断せず、家族や相談機関等に相談しましょう。
- 子どもへの声掛け・つきまとい事案は登下校の時間帯に多く発生しています。
ウォーキングや買い物、配達の仕事などの日常生活の中で行う「ながら見守り」で、防犯の視点を持って子ども達を見守りましょう。

▽問い合わせ先

県庁くらし共生協働課 電話：099(286)2523

【21】職場のトラブル解決は「あっせん」で

県労働委員会では、労働者個人と使用者との間に生じた労働に関するトラブルで、双方の主張が対立し自主解決が困難となった事案の解決をお手伝いするため、「あっせん」を行っています。

解雇、雇止め、配置転換、パワハラなどの問題を、あっせん員(公益・労働者・使用者委員)が公正・中立な立場で、労使双方からお話を伺い、歩み寄りによる円満な解決ができるようお手伝いします。労働者、使用者のどなたでも申請できます。まずは、お気軽にご相談ください。【無料、秘密厳守】

- 相談・申請受付時間：平日の午前8時30分～午後5時15分
- あっせん申請方法：県労働委員会に申請書を提出してください。

▽問い合わせ先

県労働委員会事務局(県庁15階)
電話：099(286)3943 FAX：099(286)5653

【22】多文化共生アドバイザー派遣の募集について

県では、多文化共生や日本語教育などの課題や今後の事業展開などについての助言・支援などを行う「多文化共生アドバイザー」の派遣を行っています。
多文化共生社会の推進のために、ぜひ、あなたの団体に多文化共生アドバイザーを派遣してみませんか。

- 対象団体
市町村、自治会、特定非営利活動法人、日本語教室など
 - 申し込み方法
申込書を県庁国際交流課に提出
(申し込み書などは、県ホームページよりダウンロードいただけます。)
県ホームページ
: https://www.pref.kagoshima.jp/af09/tabunka_advisor.html
 - 募集期間
4月22日(木)～(予算がなくなり次第終了)
 - ※ 詳しくは、県ホームページをご覧ください。
(「多文化共生アドバイザー」で検索)
 - ▽ 問い合わせ先
県庁国際交流課
電話:099(286)2217 FAX:099(286)5522
E-mail:kokusaiseisaku@pref.kagoshima.lg.jp
-

【23】「かごしまシニア応援ネット」のご案内

豊かな知識や経験・技能をもち、地域づくりの担い手として期待されるシニア世代の社会参加を促進するため、ホームページおよびメールマガジンにて講習やセミナー、健康づくりなどの社会参加活動に関する情報を紹介しています。

- ホームページ掲載情報(一部抜粋)
- 「社会参加活動など」を行っている団体および個人の取り組み事例
- 老人クラブやボランティア団体、NPO法人などの「社会参加活動」に関する情報
- 健康・スポーツ・料理教室などの「健康」に関する情報
- ※ 詳しくは、ホームページ「かごしまシニア応援ネット」をご覧ください。(「かごしまシニア応援ネット」で検索)
URL:<http://www.kagoshima-senior-ouen.net/>
- ※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、実施予定の講習などが中止または延期になる可能性があります。

- ▽ 問い合わせ先
県庁高齢者生き生き推進課
電話:099(286)2568 FAX:099(286)5554
E-mail:k-ikigai@pref.kagoshima.lg.jp
-

【24】身体障害者補助犬について

補助犬は、目や耳、手足に障害のある方をサポートする「盲導犬」「介助犬」「聴導犬」のことで、障害のある方が自立と社会参加をするための大切なパートナーです。

補助犬は「身体障害者補助犬法」に基づき訓練・認定されています。ユーザーは衛生・行動管理に責任を持って社会参加しています。受け入れられる施設側には、法律に基づき、補助犬の同伴を受け入れる義務があります。

補助犬を同伴している方がお困りのようであれば、「何かお手伝いしましょうか？」などのお声かけや筆談でのコミュニケーションなど、配慮をお願いします。

※詳しくは、県ホームページをご覧ください。
（「鹿児島県 補助犬」で検索）

▽問い合わせ先
県庁障害福祉課障害者支援室
電話：099(286)2746 FAX:099(286)5558
E-mail:s-chiiki@pref.kagoshima.lg.jp

【25】ヘルプマークをご存知ですか

ヘルプマークは、外見から援助等が必要なことが分からない方々が、周りの人に支援が必要であることを知らせ、障害等の特性に応じた支援を受けやすくするためのマークです。

県では、現在、ストラップ型のヘルプマークとヘルプカードの2種類を配布しています。

配布対象は、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、外見から援助等が必要なことが分からない方々です。

配布窓口は、各市町村、県障害者支援室（郵送による配布も可能）、各地域振興局・支庁・事務所、ハートピアかごしまとなります。

ヘルプマーク・ヘルプカードをお持ちの方がお困りのようであれば、「どうしましたか？」と声をかけるなどの手助けをお願いします。

▽問い合わせ先
県庁障害福祉課障害者支援室
電話：099(286)2746 FAX:099(286)5558
E-mail:s-chiiki@pref.kagoshima.lg.jp

【26】鹿児島県身障者用駐車場利用証制度（パーキングパーミット制度）について

鹿児島県身障者用駐車場利用証制度（パーキングパーミット制度）の表示のある身障者用駐車場は、県の発行した利用証（基準に該当する方に交付されます。）がないと使用することができません。

車の乗り降りのためにドアを全開にしなければならない方、歩行困難によりできるだけ建物に近い位置に駐車を必要としている方など、この駐車スペースを本当に必要としている方が利用できるよう鹿児島県身障者用駐車場利用証制度への協力・理解をお願いします。

本制度の対象となる方で利用証をお持ちでない方は最寄りの窓口（県庁障害者支援室、地域振興局・支庁・事務所、ハートピアかごしま）で申請くださるようお願いいたします。

また、県では当制度にご協力くださる施設を募集しています。

※詳しくは県ホームページをご覧ください。
（「鹿児島県 身障者用駐車場」で検索）

▽問い合わせ先

県庁障害福祉課障害者支援室
電話：099(286)2746 FAX：099(286)5558
E-mail：s-chiiki@pref.kagoshima.lg.jp

【27】「手話」を体験してみませんか

「言語としての手話の認識の普及および手話を使用しやすい環境の整備に関するかごしま県民条例」(通称：かごしま県民手話言語条例)は、手話が言語であるとの認識に基づき、ろう者とろう者以外の者が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現を目指して、令和2年3月27日に制定されました。

県では、聴覚障害を理解していただき、手話の普及を図るため、今年度から新たに県民向けの手話講座と県内の事業者や団体等が行う研修等へ講師派遣を行う手話出前講座を開催しています。

講座では、挨拶などの簡単な日常会話を実際に体験していただきながら楽しく学ぶことができます。お気軽にご参加ください。
※詳しくは、県ホームページをご覧ください。
(「鹿児島県手話講座」で検索)

▽問い合わせ先

県庁障害福祉課障害者支援室
電話：099(286)2746 FAX：099(286)5558
E-mail：s-chiiki@pref.kagoshima.lg.jp

【28】産業廃棄物税について

産業廃棄物税は、循環型社会の形成を目指して、産業廃棄物のな
お一層の排出抑制や減量化、再生利用などを促進するための税
です。

○税の概要

産業廃棄物を排出される事業者の方は、最終処分場や焼却施設に搬入する産業廃棄物について、処理料金の他に産業廃棄物税を最終処分業者または焼却処理業者に支払う必要があります。

- ・最終処分場に搬入する場合 1,000円/トン
- ・焼却施設に搬入する場合 800円/トン

▽問い合わせ先

税額や納税方法について

県庁税務課間税係 電話：099(286)2202

税収の用途について

県庁廃棄物・リサイクル対策課 電話：099(286)2594

【29】生理や妊娠、出産、育児、更年期症状などで悩んでいませんか？

妊娠(予期しない妊娠を含む)や出産、子育て、DV等、思春期から更年期の、女性の心と体の健康に関する相談に応じています。相談は無料です。

○ 県助産師会

電話：099(210)7559

受付時間：火・木・土・日曜日の午前10時～午後6時

E-mail:josei@pref.kagoshima.lg.jp

○ 各保健所

電話や面談による相談を受け付けています。

※詳しくは、県ホームページをご覧くださいか、下記までお問い合わせください。（「女性健康支援センター」で検索）

▽ 問い合わせ先

県庁子ども家庭課 電話：099(286)2775 FAX:099(286)5560

E-mail:boshi@pref.kagoshima.lg.jp

【30】 あなたも里親になってみませんか？

里親とは、さまざまな事情により家族と暮らすことができなくなった子どもを自らの家庭に温かく迎え入れ、愛情と真心を込めて養育してくださる方のことです。

県では、子どもの養育に理解と熱意、そして子どもに対する豊かな愛情をお持ちの方を、里親として認定・登録し、保護を必要とする子どもの養育をお願いしています。

里親になるには、特別な資格などは必要ありませんが、知事から里親として認定され、登録される必要があります。

詳しくは、お近くの児童相談所にお問い合わせください。

▽ 問い合わせ先

中央児童相談所 電話：099(264)3003

大隅児童相談所 電話：0994(43)7011

大島児童相談所 電話：0997(53)6070

県庁子ども家庭課 電話：099(286)2771

【31】 旧優生保護法による優生手術を受けた方へ

旧優生保護法一時金支給法が施行され、旧優生保護法による優生手術などを受けた方に、国から一時金(320万円)が支給されることになりました。

一時金の支給については、昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間に、旧優生保護法に基づき優生手術を受けた方等で、現在、生存されている方が対象となります(ただし、母体保護のみを理由として手術を受けた方等は除きます)。

県では、以下のとおり一時金の請求手続きや旧優生保護法の相談専用窓口を設置しております。

○ 名称：鹿児島県旧優生保護法一時金受付・相談窓口

○ 設置場所：県庁子ども家庭課

- 電 話：099(286)3374(専用)
 - E-mail:ichijikin@pref.kagoshima.lg.jp
 - 対応時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
(月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く)
-

【32】小児救急電話相談のご案内

県では、夜間における子どもさんの急な病気・急なけがなどについて、看護師等が応急処置や医療機関の受診の必要性などの助言を行う「小児救急電話相談事業」を実施しています。

- 受付時間
平日・土曜日：午後 7 時～翌朝午前 8 時
日曜・祝日・年末年始(12/29～1/3)：午前 8 時～翌朝午前 8 時
- 電話番号
「#8000」番または「099-254-1186」(携帯電話からも利用可)
※ダイヤル式電話・光電話・IP 電話および市外局番が「0986」の地域の固定電話からは、「099-254-1186」におかけください。
※あくまで電話相談であり、判断の参考としてもらうための助言となります。

▽ 問い合わせ先

県庁子ども家庭課 電話：099(286)2763 FAX:099(286)5560
E-mail:k-iryo@pref.kagoshima.lg.jp

【33】児童虐待かもと思ったらすぐにお電話ください

児童相談所虐待対応ダイヤル「189(いちはやく)」へかけると、お住まいの地域の児童相談所につながります。

- 電話番号：「189」(いちはやく)
- 受付時間：365 日、24 時間対応
- 通話料：無料 ※一部の IP 電話からはつながりません。
- 連絡は匿名で行うことも可能

問い合わせ先

中央児童相談所	電話：099(264)3003
大隅児童相談所	電話：0994(43)7011
大島児童相談所	電話：0997(53)6070
県庁子ども家庭課	電話：099(286)2771

【34】ひとり親家庭等就業・自立支援センターのご案内

センターでは、ひとり親家庭等の自立を支援するため、就業に関する相談やパソコン、医療事務などの就業支援講習会の他、弁護士

等による養育費等の相談を行っています。

相談等は無料となっておりますので、就業や転職を希望の方、悩みや不安を抱えている方など、ぜひ、ご活用ください。

○ 相談窓口

ひとり親家庭等就業・自立支援センター

(鹿児島県母子寡婦福祉連合会に委託)

電話：099(258)2984

受付時間：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時

(弁護士による法律相談は要予約)

▽ 問い合わせ先

県庁子ども家庭課 電話：099(286)2766 FAX：099(286)5560

E-mail：jidofuyo@pref.kagoshima.lg.jp

【35】生理が遅れている、避妊に失敗したかもしれない等で悩んでいますか？

孤立感や不安を抱えた若年妊産婦等が身近に相談できるよう、LINEを利用したオンライン相談窓口「かごぷれホットライン」を開設しました。

- ・ チャットボット(自動返信システム)により、24時間対応で情報が得られます。
- ・ チャットボットによる相談で問題が解決できない場合等は、匿名でメールや電話での個別相談が可能です。

○ 利用方法

「@kagopre」(すべて半角)で検索し、LINE公式アカウント「かごぷれホットライン」を友だち登録して利用ください。

▽ 問い合わせ先

県庁子ども家庭課 電話：099(286)2775 FAX：099(286)5560

E-mail：boshi@pref.kagoshima.lg.jp

【36】子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)の申請はお済みですか

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)は、児童扶養手当を受給していなくても、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当の対象となる水準まで減少している方や、公的年金等を受給していることにより、児童扶養手当の支給を受けていない方(児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方)も対象となります。

申請が必要となりますので、詳しくはお住まいの市町村へご相談ください。

○ 支給額

児童1人当たり一律5万円

▽ 申請先および問い合わせ先
お住まいの市町村または
厚生労働省コールセンター（問い合わせのみ）
電話：0120-400-903

【37】低所得の子育て世帯に対する「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外）」の申請はお済みですか。

低所得の子育て世帯に対する給付金のお知らせです。

- 対象
(1)(2)の両方に当てはまる方（ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除きます。）
(1) 令和3年3月31日時点で18歳未満の児童を養育する父母等（障害児の場合は20歳未満）
(2) 令和3年度住民税（均等割）が非課税の方、または令和3年1月以降の収入が急変し住民税非課税相当の収入となった方
- 支給金額
児童一人当たり5万円

※ 支給手続きなど詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせいただくか、県のホームページをご覧ください。

▽ 問い合わせ先
県庁子育て支援課
電話：099(286)2800 FAX：099(286)5561
E-mail:syoshika@pref.kagoshima.lg.jp

【38】ひとりで悩まないで

「かごしま子ども・若者総合相談センター」では、不登校、ひきこもり、ニート、フリーターなどの相談に対応し、その内容に応じた助言や専門機関・団体を紹介しています。

ひとりで抱え込まないで、気軽に相談してください。

- 相談受付・相談時間
 - ・面接相談 火～日曜日 午前10時～午後5時
※ 必ず電話でご予約ください。
 - ・電話相談 火～日曜日 午前10時～午後5時
(受付は午後4時30分まで)
 - ・メール相談 HP内の相談専用フォームをご利用ください。
- ※ 詳しくは、HPをご覧ください。（「かごしま子ども・若者総合相談センター」で検索）

▽ 問い合わせ先
かごしま子ども・若者総合相談センター
住所：鹿児島市鴨池新町1番8号（県青少年会館2階）
電話：099(257)8230 FAX：099(257)8231

【39】防空壕にご注意を

防空壕の中は、崩落の危険や一酸化炭素中毒になるなどの危険があります。

危険な防空壕については、本市（町・村）においても安全対策を行

っていますが、まだ確認されていない箇所がある可能性もあります。

防空壕が子どもたちの遊び場にならないよう地域で見守り、気付いた時は注意していただきますようご協力ください。
また、お近くに危険な防空壕がありましたら、市役所(役場)〇〇課まで情報提供をお願いします。

▽問い合わせ先

〇〇〇課

電話：***(***)*** FAX:***(***)***

E-mail: ***@*****

【40】大学等奨学金返還支援制度について

大学などを卒業後、鹿児島県内企業に就業するなど、一定の要件を満たした場合に、在学時に借り受けた奨学金の返還を支援する制度を実施しています。

○対象

・大学等卒業予定者<募集期間:8月6日(金)~12月6日(月)>

県内出身者で大学または大学院に在学し、令和5年3月に卒業予定の方

・社会人<募集期間:随時募集>

現在県外に居住および就業していて、大学など在学习時、奨学金の貸与を受けていた35歳未満の社会人

▽問い合わせ先

公益財団法人鹿児島県育英財団 電話:099(286)5244

教育庁総務福利課 電話:099(286)5214

【41】10月から翌年2月までニホンウナギは採捕禁止です

近年、資源が減少しているニホンウナギを保護するため、奄美群島を除く県内全域で、産卵のために海に下る時期におけるニホンウナギの採捕が禁止されています。この取り組みは、漁業従事者だけでなく、一般の方も対象で、違反した場合は罰せられることがあります。

ルールを守り、豊かな資源を次世代に引き継ぎましょう。

○禁止期間 毎年10月1日から翌年2月末日まで

○禁止区域 県内の河川・湖沼等および海面(奄美群島を除く)

▽問い合わせ先

県庁水産振興課

電話:099(286)3428 FAX:099(286)5613

E-mail:gyochou@pref.kagoshima.lg.jp

【42】「ドルフィンポート跡地イベントスペース」利用のご案内

昨年10月から利用を開始した「ドルフィンポート跡地イベントスペース」については、敷地の一部利用も可能で、大小様々な規模のイベント会場などとしてご利用いただけます。

現在、お問い合わせを随時受け付けています。

- 所在地 鹿児島市本港新町 5-4 他
- 敷地面積 約 2 万㎡
- 利用料 イベントの場合：1日 1㎡当たり 20円 など
- ※詳しくは、県ホームページをご覧ください。
(「ドルフィンポート跡地 イベントスペース」で検索)

▽問い合わせ先
鹿児島地域振興局建設総務課管理第3係
電話：099(805)7413 FAX：099(805)7406
E-mail:kago-kanri3@pref.kagoshima.lg.jp

【43】かごしま国体・大会「2023 おもてなし隊」募集

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会事務局では、令和5年に開催するかごしま国体・かごしま大会において、本県を訪れる方々を心のこもったおもてなしでお迎えするため、県民運動に取り組む団体「2023 おもてなし隊」を募集しています。

- 対象となる活動例
地域の清掃活動／花いっぱい運動／国体ダンス披露 など

- 募集期間 令和2年11月2日(月)～令和5年8月31日(木)

※参加団体には、「登録証」「両大会グッズ」を提供します。詳しくは、実行委員会ホームページをご覧ください。
(「2023 おもてなし隊」で検索)

▽問い合わせ先
燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会事務局
総務企画課
電話：099(286)2906 FAX:099(286)5553
E-mail:kokutai-kenmin@pref.kagoshima.lg.jp
HP:https://kagoshimakokutai2020.jp/kenmin/2023omotenashi

【44】コロナ禍における外国人材受入支援事業費補助金のご案内

令和2年度から引き続き実施している本事業について、国から要請される入国後一定期間の待機に伴う宿泊費等への補助に加えて、公共交通機関の不使用が要請される入国後一定期間の待機施設までの国内移動費についても、補助対象経費に追加します。

- 補助事業者
外国人材を鹿児島県内の事業所で雇用するまたは雇用する予定の事業者
- 補助対象経費
次に掲げる経費のうち、令和3年4月1日(木)から令和4年2月28日(月)までの間に、外国人材の入国が完了、または帰国前に義務付けられているPCR検査が完了し、かつ令和4年2月28日(月)までに補助事業者において支払いがなされたもの(消費税および地方消費税に相当する額を除く。)

【入国分】

外国人材が日本への入国後一定期間要請される

- (1) 待機に係る宿泊費
- (2) 公共交通機関の不使用に伴う国内移動費(車両借上費、燃料費、有料道路通行料金)

【帰国分】

外国人材が帰国前に義務付けられている PCR 検査費および陰性証明書発行費

○ 補助金額

【入国分】

補助対象経費の 4/5 以内 ((1)および(2)を合計して 1 人当たり上限 10 万円)

【帰国分】

補助対象経費の 4/5 以内 (1 人当たり上限 3 万円)

※ 上記、入国分および帰国分を合わせて 1 事業者当たり上限 100 万円 (千円未満切り捨て)。

○ 申請期限

外国人材の入国、または PCR 検査が完了した日に応じて異なります。詳しくは、県ホームページをご覧ください。

(「鹿児島県 外国人材受入支援 補助金」で検索)

▽ 問い合わせ先

県庁 外国人材受入活躍支援課 補助金申請窓口

電話：099(286)3320
